

# 東北大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	基準ごとの評価	2-(2)-4
	基準1 大学の目的	2-(2)-4
	基準2 教育研究組織	2-(2)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(2)-9
	基準4 学生の受入	2-(2)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(2)-18
	基準6 学習成果	2-(2)-30
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(2)-33
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(2)-39
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(2)-43
	基準10 教育情報等の公表	2-(2)-48
<参 考>		2-(2)-51
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-53
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-54
iii	自己評価書等	2-(2)-55



## I 認証評価結果

東北大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 国際高等研究教育院は世界的な若手研究者トップランナーを養成する高度な大学院教育を実践している。
- 原子分子材料科学高等研究機構が「世界トップレベル研究拠点」に認定され、最新の研究成果を大学院教育に還元している。
- 全国で入試説明会を実施し、48校の高等学校を訪問するなどの結果、AO入試で優れた学生の獲得に成功しており、科学オリンピック入試や国際学士コース入試等、多様な入試方法を採用している。
- 文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」等に採択された「リサーチマインドを育む医学教育体制の構築 真理の探究心と実践能力を育成するプロジェクト」「学びの転換」を育む研究大学型少人数教育」「融合型理科実験が育む自然理解と論理的思考」「理学の実践と応用を志す先端的科学者の養成」「情報リテラシー教育専門職養成プログラムー情報倫理・モラルが問われる時代のための情報教育デザイナー」「Future Global Leadership (FGL) Program」等については、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、文部科学省からの支援により、「世界で競い合うMD研究者育成プログラム」「Step-QI スクール」「東北大学グローバル・リーダー育成プログラム」「グローバル安全学トップリーダー育成プログラム」「マルチディメンジョン物質理工学リーダー養成プログラム」等を実施している。
- 平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成事業」に採択された「東北大学グローバルイニシアティブ構想」において、基盤的な教育・研究・ガバナンスの改革と国際化を加速するとともに、世界から人が集い、学び、創造する「国際共同大学院プログラム」を創設し、グローバル時代を牽引する卓越した教育・研究を行う大学を目指している。
- SLA（スチューデント・ラーニング・アドバイザー）制度を導入し、全学教育学習支援の一環として、学習相談から授業内における学習補助等を行っており、主に学部1、2年次生を対象として、幅広い学習サポートを行っている。
- 東日本大震災の被災学生に対して入学料及び授業料の免除、独自の奨学金の創設や応急学生寄宿舎の設置等、充実した支援を実施している。
- 全学教育に関するPDCAサイクルは大変機能的に企画され、学務審議会と高度教養教育・学生支援機構が連携して全学教育の調査、調整、実施環境の整備等を行い、全学教育の実施を補助・支援しており、実行効果を上げている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学は明治40年創立以来、「門戸開放」の理念の下、「研究第一主義」の精神と、「実学尊重」の伝統を育んでいる。第2期中期目標前文において「世界と地域に開かれた世界リーディング・ユニバーシティ」を基本方針とし、「研究中心大学」を大学の使命とし、教育目標・教育理念として「指導的人材の養成」を定め、「豊かな教養と人間性を持ち、人間・社会や自然の事象に対して「科学する心」を持って知的探究を行うような行動力のある人材、国際的視野に立ち多様な分野で専門性を発揮して指導的・中核的役割を果たす人材を養成する」ことを学部教育の目標として定めている。この目標の下で、各学部においても、学校教育法に定める大学の目的に沿って、各学部規程に目的を定めている。

また、当該大学の理念・使命を踏まえ、教育と学習に関するマネジメントの方針を示すため、教育全体に係わる「東北大学教学マネジメント・ポリシー」を策定し、さらに、大学の将来像を提示し、それを目指して全構成員が一体となって歩みを進めるための指針として、総長が示す「里見ビジョン」及びこれに連動する「部局ビジョン」の2部構成からなる「東北大学グローバルビジョン」を策定し、広く社会に公表している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は学校教育法の規定に従って定められており、この目的に沿って各研究科及び教育部において、各研究科規程等において目的を定めている。

さらに、第2期中期目標前文において、「世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えて新たな展開を遂行できる創造力豊かな研究者及び高度な専門的知識を持つ高度専門職業人を養成する」ことを大学院教育の目標として定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準2 教育研究組織**

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の10学部から構成されている。

- ・ 文学部（1学科：人文社会学科）
- ・ 教育学部（1学科：教育科学科）
- ・ 法学部（1学科：法学科）
- ・ 経済学部（2学科：経済学科、経営学科）
- ・ 理学部（7学科：数学科、物理学科、宇宙物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1学科：歯学科）
- ・ 薬学部（2学科：創薬科学科、薬学科）
- ・ 工学部（5学科：機械知能・航空工学科、情報知能システム総合学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科）
- ・ 農学部（2学科、生物生産科学科、応用生物化学科）

人文科学、社会科学から自然科学にわたる幅広い分野の教育研究を展開する学部・学科の構成を有し、「豊かな教養と人間性を持ち、人間・社会や自然の事象に対して「科学する心」を持って知的探求を行うような行動力のある人材、国際的視野に立ち多様な分野で専門性を発揮して指導的・中核的役割を果たす人材を養成すること」とする学部教育の目的に対応している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

当該大学の教養教育は全学教育と称し、専門教育及び大学院教育の基礎を形成するための基盤教育と、基本的教養や知識、技能を養うことを使命とし、全学の教員が協力して担当するという原則により実施されている。全学教育は平成5年度に開始されたが、現在の体系に至るまでに、2回にわたる大幅な見直しと細やかな改善がなされている。

全学教育の計画・実施のための審議機関として、理事又は副学長を委員長とする学務審議会が置かれており、各研究科等の教務委員会委員長が同審議会の構成員となっている。また、学務審議会には、全学教育を実施する組織として、教務委員会、全学教育科目委員会、教育情報・評価改善委員会等が置かれてい

る。

教養教育課程の編成は、学務審議会の教務委員会、全学教育科目委員会及び各学部・研究科等の教務委員会が原案を作成し、学務審議会が審議・承認し、PDCAサイクルによる年間業務スケジュールにより実施されている。

平成21年度末には「東北大学全学教育科目に関するPDCAサイクル」を策定し、平成22年度以降、それに基づく年間業務スケジュールに沿って学務審議会内の各種委員会が毎年、課題の抽出と対応策の検討を行い、さらに、教育情報・評価改善委員会が全学教育の授業の改善・調整のための評価、検討を行っており、その成果を各種資料やFDの実施等により、授業担当教員にフィードバックするとともに、教育実践の事例集を作成して、初めて全学教育を担当する教員や、自分の授業を改善したい教員にヒントを提供し、教育改善に努めている。また、学務審議会委員長会議を定例で年2回開催し、「全学教育学生モニタリング制度」による学生との懇談会も年1回開催して教育課程編成に関わる中長期的な課題を把握することに努めている。

平成26年4月に全学的教育・学習マネジメントの構築と高度教養教育の推進を目的として高度教養教育・学生支援機構が設置され、学務審議会と連携して全学教育の調査、設計、調整、実施環境の整備、教育課程の開発と実施上の提案、授業担当教員の研修等を行い、全学教育の実施を補助・支援している。さらに、同機構に設置された教養教育院には、教養教育の実施体制の強化及び質の向上を図るために、総長特命教授及び教養教育特任教員が配置されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は15研究科、1教育部からなっている。

- ・ 文学研究科（博士前期課程4専攻：文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻、人間科学専攻、博士後期課程4専攻：文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻、人間科学専攻）
- ・ 教育学研究科（博士前期課程2専攻：総合教育科学専攻、教育設計評価学専攻、博士後期課程2専攻：総合教育科学専攻、教育設計評価学専攻）
- ・ 法学研究科（博士前期課程1専攻：法制理論研究専攻、博士後期課程1専攻：法制理論研究専攻、専門職学位課程2専攻：総合法制専攻、公共法政策専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程1専攻：経済経営学専攻、博士後期課程1専攻：経済経営学専攻、専門職学位課程1専攻：会計専門職専攻）
- ・ 理学研究科（博士前期課程6専攻：数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻、博士後期課程6専攻：数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻）
- ・ 医学研究科（博士前期課程3専攻：医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、博士後期課程3専攻：医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻）
- ・ 歯学研究科（博士前期課程1専攻：歯科学専攻、博士後期課程1専攻：歯科学専攻）
- ・ 薬学研究科（博士前期課程2専攻：分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、博士後期課程3専攻：分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程18専攻：機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻）

攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料科学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻、バイオロボティクス専攻、博士後期課程 18 専攻：機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料科学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻、バイオロボティクス専攻)

- ・ 農学研究科 (博士前期課程 3 専攻：資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、生物産業創成科学専攻、博士後期課程 3 専攻：資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、生物産業創成科学専攻)
- ・ 国際文化研究科 (博士前期課程 3 専攻：国際地域文化論専攻、国際文化交流論専攻、国際文化言語論専攻、博士後期課程 3 専攻：国際地域文化論専攻、国際文化交流論専攻、国際文化言語論専攻)
- ・ 情報科学研究科 (博士前期課程 4 専攻：情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻、博士後期課程 4 専攻：情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻)
- ・ 生命科学研究科 (博士前期課程 3 専攻：分子生命科学専攻、生命機能科学専攻、生態システム生命科学専攻、博士後期課程 3 専攻：分子生命科学専攻、生命機能科学専攻、生態システム生命科学専攻)
- ・ 環境科学研究科 (博士前期課程 1 専攻：環境科学専攻、博士後期課程 1 専攻：環境科学専攻)
- ・ 医工学研究科 (博士前期課程 1 専攻：医工学専攻、博士後期課程 1 専攻：医工学専攻)
- ・ 教育情報学教育部 (博士前期課程 1 専攻：教育情報学専攻、博士後期課程 1 専攻：教育情報学専攻)

当該大学院は、「研究中心大学」として、世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えた新たな展開を遂行できる創造力豊かな研究者及び高度な専門的知識を持つ高度専門職業人を養成することを目的とし、人文科学、社会科学から自然科学にわたる幅広い分野と、それらの融合領域における教育研究を展開する研究科・教育部及び専攻を有している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、6つの附置研究所、病院、附属図書館、12の学内共同教育研究施設等、その他組織で構成され、そのうち7つの組織が共同利用・共同研究拠点として認定されている。

- ・ 附置研究所：金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、災害科学国際研究所
- ・ 病院
- ・ 附属図書館
- ・ 学内共同教育研究施設等：東北アジア研究センター、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高度教養教育・学生支援機構、国際高等研究教育院、学際科学フロンティア研究所、学術資源研究公開センター、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、

未来科学技術共同研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター

- ・ その他：環境安全推進センター、原子分子材料科学高等研究機構、東北メディカル・メガバンク機構、リーディングプログラム推進機構、等
- ・ 共同利用・共同研究拠点：金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、電子光理学研究センター、サイバーサイエンスセンター

さらに、研究科や附置研究所に附属する多くの教育研究施設等がある。

これらの教育研究施設等のうち高度教養教育・学生支援機構は、全学的教育・学習マネジメントを構築し、高度教養教育を推進するため、高等教育開発推進センター、国際交流センター、国際教育院、教養教育院等を統合して、平成26年4月に設置されている。また、国際高等研究教育院は、世界的な若手研究者トップランナーを養成する高度な大学院教育を実践している。さらに、文部科学省「世界トップレベル研究拠点プログラム」採択拠点である原子分子材料科学高等研究機構その他、附属図書館を除くすべての組織が学部又は大学院教育に携わっている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

当該大学においては、全学の教育研究に係る重要事項については、教育研究評議会において審議し、学部教育については学部教授会、大学院教育については研究科教授会又は研究科委員会において、学生の入学・卒業又は修了や教育課程の編成、厚生補導等に関する重要事項について審議している。また、必要に応じて学科長会議、専攻長会議、運営会議等を設置し、重要事項に関する連絡調整等を行っている。

教務に関する事項を所掌する委員会（教務委員会等）は、すべての学部・研究科等に設置されており、教育課程や教育方法等に関する検討を行っている。全学教育科目や学部専門教育、大学院教育等に関する重要事項については全学委員会である学務審議会において審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 国際高等研究教育院は世界的な若手研究者トップランナーを養成する高度な大学院教育を実践している。
- 原子分子材料科学高等研究機構が「世界トップレベル研究拠点」に認定され、最新の研究成果を大学院教育に還元している。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

各研究科は講座等により組織され、研究科担当教員は当該研究科の専任教員に加え、附置研究所及び学内教育研究組織等の協力講座等の専任教員が参画し、研究科の教育・研究指導に当たっている。

各研究科においては、研究科の業務を掌理するため研究科長を、研究科長を補佐するため副研究科長を置き、また、複数の専攻を置く研究科は、当該専攻の業務を掌理するため専攻長を置いている。

各学部には、学科及び学科目が置かれ、学部教育は当該学部を基礎とする研究科に所属する教員及び協力講座等の教員によって担われている。

学部の業務を掌理するため学部長を、学部長を補佐するため副学部長を、また、複数の学科を置く学部には、当該学科の業務を掌理するため学科長を置いている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任 91 人（うち教授 45 人）、非常勤 59 人
- ・ 教育学部：専任 31 人（うち教授 17 人）、非常勤 3 人
- ・ 法学部：専任 60 人（うち教授 32 人）、非常勤 0 人
- ・ 経済学部：専任 54 人（うち教授 34 人）、非常勤 5 人
- ・ 理学部：専任 419 人（うち教授 134 人）、非常勤 1 人
- ・ 医学部：専任 506 人（うち教授 133 人）、非常勤 25 人
- ・ 歯学部：専任 129 人（うち教授 22 人）、非常勤 77 人
- ・ 薬学部：専任 64 人（うち教授 22 人、実務家教員 3 人）、非常勤 3 人
- ・ 工学部：専任 591 人（うち教授 228 人）、非常勤 41 人
- ・ 農学部：専任 114 人（うち教授 40 人）、非常勤 0 人

全学教育科目、各学部の専門教育科目ともに、大部分の科目において原則、教授、准教授が担当しており、非常勤講師の割合は全学教育科目では外国語科目を中心に約16%、専門教育科目では大学全体でおよそ9%である。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 425 人（うち教授 107 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 歯学研究科：研究指導教員 98 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 95 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 49 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 236 人（うち教授 119 人）、研究指導補助教員 144 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 81 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 419 人（うち教授 235 人）、研究指導補助教員 216 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 80 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 国際文化研究科：研究指導教員 47 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 97 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 32 人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 環境科学研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 医工学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 教育情報学教育部：研究指導教員 9 人（うち教授 5 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 95 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 49 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 236 人（うち教授 119 人）、研究指導補助教員 144 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 81 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 419 人（うち教授 235 人）、研究指導補助教員 216 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 80 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 国際文化研究科：研究指導教員 47 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 0 人

- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 97 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 32 人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 環境科学研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 医工学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 教育情報学教育部：研究指導教員 9 人（うち教授 5 人）、研究指導補助教員 4 人

[博士課程]

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 556 人（うち教授 134 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 歯学研究科：研究指導教員 98 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 5 人（うち教授 5 人）、研究指導補助教員 8 人

[専門職学位課程]

- ・ 法学研究科：39 人（うち教授 28 人、実務家教員 10 人）
- ・ 経済学研究科：17 人（うち教授 11 人、実務家教員 11 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用は公募制を原則とし、優秀な人材の確保に努めている。また、多様な人材の確保を可能とするため、従前から導入している任期制適用の教員の配置と合わせて、平成21年4月からは、プロジェクト研究等に従事する年俸制の有期雇用教員を積極的に導入するため、新たに特定有期雇用職員就業規則を制定している。任期制及び特定有期雇用による教員数は、全学の教員数の半数以上を占めるが、一般的には再任可となっており、約8割が再任されている。また、医学系研究科、歯学研究科のようにすべての職種に任期制を適用する部局もある。

教育研究活動に関する優秀教員評価制度として、従来から施行している「総長教育賞」「全学教育貢献賞」及び「総長特別賞」に加え、平成20年1月からはディスティングイッシュト・プロフェッサー制度を導入し、専門分野で高い業績を有する者に対し、当該大学の研究・教育の先導を担う者へインセンティブとして特別手当を与えている。

退職後のキャリアパスとして、平成20年4月からは、総長特命教授制度、平成23年3月からはリサーチプロフェッサー制度を導入し、退職した教員で特に優れた教育、研究業績を持つ教授を改めて採用している。

教員の年齢構成は、35歳未満：18.6%、35～45歳未満：37.0%、45～55歳未満：26.5%、55歳以上：17.9%となっており、バランスが取れている。女性教員の比率は全学平均で12.2%（平成26年5月1日現在）と平成19年5月現在の比率（8.8%）と比べて高くなっており年々高まる傾向にある。女性教員については、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速事業」で採択された「杜の都女性研究者ハードリング事業」（平成18～20年度）について平成21年度以降、大学独自の3つのプログラムを継続して実施し、さらに、平成21年度に採択された「杜の都ジャンプアップ事業 for2013」を実施し、女性研究者の確保に努めている。

外国人教員の比率は全学平均で5.8%（平成26年5月1日現在）であり、平成19年5月現在の比率（3.6%）と比べて増加傾向にある。

また、一部の部局においては、サバティカル制度やテニユア・トラック制度を導入している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

各学部・研究科等では、教員の採用及び昇格は教員選考基準及び、これに基づく各研究科等の選考基準に基づいて、人事選考委員会等の専門委員会が選考を行い、教授会等で議決する。選考においては、候補者の教育研究業績を評価するとともに、面接や提出された今後の研究計画書及び教育に対する抱負を述べた書類等を参考に、人物評価を重視している。学部・研究科等によっては、より確実に人物評価や教育研究能力の評価を行うために、プレゼンテーションや模擬講義を実施している。

教員昇格時の、学士課程の教育上の指導能力の評価や大学院課程における教育研究上の指導能力評価については、学生の授業評価、研究指導の実績、教員評価が考慮されている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では、平成 18 年度に教員の個人評価について全学共通のガイドライン「教員個人評価のあり方について」を作成し、これを基礎として研究科等の特性に合わせて項目を追加・削除したうえで、「教育」「研究」「大学運営・支援及び医療業務」「社会貢献」の 4 領域について、教員個人評価を実施している。教員個人評価の際には、多くの研究科等が基礎資料として教員の 90～100%が登録する「東北大学情報データベース」のデータを利用している。

教員個人評価は、大部分の研究科等で定期的実施しており、研究科等の判断により評価結果に基づいた昇給や勤勉手当及び研究費配分等に反映されているが、教員個人評価を実施していない部局等もあり、改善が望まれる。

これらのことから、一部研究科等に不十分さがみられるものの、大部分の研究科等では教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学は、教育・学生支援全般に係る本部機能を持つ事務組織として、教育・学生支援部を設置し、92 人の事務職員が配置されている。また、全学部・研究科等において、事務部門に教務部門を置き、総計 378 人の事務職員が配置され、入学試験、学生の学籍、教育課程、授業、試験、成績、学生の諸届、厚生補導に関する事項を取り扱っており、さらに、学部・研究科等の状況に応じて、国際交流室、キャンパスライフ支援室などを設置し、留学生の受入、学生の留学支援、学生相談等を行っている。

理系の学部・研究科・研究所等には技術職員を配置し、機器製作、各種分析、学生への技術指導や構成員に対する安全管理等の教育研究支援を行っている。

TAは、各学部・研究科等及び全学教育の実験、実習、演習等に配置され、平成 25 年度には全学教育を含む全研究科等で、延べ 3,898 人が参加し、TAが参加した授業は計 221,641 時間実施されている。全学教育のTAでは、研修を実施している科目委員会若しくはTAを配置した授業担当教員が「TA配置報告書」を提出し、さらに、TAとして勤務した学生は「勤務内容報告書」を提出する仕組みをとっている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育

補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の理念、目的に沿って、志願者に求める学生像として、学部では「東北大学の理念に共感し、

・21世紀の人類社会の課題に対し研究者として真剣に取り組み優れた貢献をしようとする志  
あるいは、

・豊かな学識とリーダーシップを備える高度な職業人として社会の発展に優れた貢献をしようとする志  
を持ち、これを実現する強い意志と学問に対するたくましい好奇心、その基礎となる優れた学力を備えた学生」

大学院では

「東北大学の理念に共感し、

・21世紀の人類社会の課題に対し世界的水準の研究者として優れた貢献をしようとする志  
あるいは

・豊かな学識とリーダーシップを有し、高度に専門的な職業人として社会の発展に優れた貢献をしようとする志

を持ち、これを実現する強い意志と学問に対するたくましい好奇心、その基礎となる広い視野と優れた専門的知識・技能を備えた学生」

を定め、学部及び大学院それぞれの多様な入試方法を示した「東北大学アドミッション・ポリシー」を定めている。この中で、学部学生の一般選抜では幅広い基礎学力を評価するとともに、個別学力試験で当該学部の学修に適合する思考力や表現力を含む高い学力を求めている。さらに、これに基づき、学部・研究科等ごとに具体的な入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程については、学部ごとに入学者受入方針に沿って一般入試のほか、すべての学部でAO入試及び私費留学生特別入試を、さらに、推薦、科学オリンピック、帰国子女、国際学士コースの特別入試など多様な選抜方法を選択し、実施している。

特に、平成12年度に他の国立大学に先駆けて導入したAO入試については、入試センターの教員が全国18都市、48の高等学校で求める学生についての説明会を行う等、「多様な資質や能力を持つ人を、広い範囲から選抜する」ことを狙いとして継続実施し、学習意欲や志願理由等を確認するための書類審査、面接試験等に加え、学力を担保するため、センター試験の成績による学力確認、筆記試験や小論文試験等を

実施し、受験者一人一人を審査する丁寧な選抜を行っている。全学部がAOⅡ期（センター試験を課さず、筆記試験、面接試験等により選抜）又はⅢ期（センター試験に加え、面接試験等で選抜）を実施しており、AO入試による募集人員は入学定員の18%を占めている。

また、世界的に優れた才能を有する学生を積極的に入学させる方策として、平成23年度から科学オリンピック入試を導入するとともに、留学生教育プログラムとして、英語による授業のみで学位が取得できる国際学士コース入試を導入している。同年10月に17人の学生が入学し、以降、毎年志願者・入学者が増加している。

大学院課程については、一般選抜のほか社会人特別選抜、外国人留学生特別選考、推薦入学特別選抜など、研究科等ごとに多様な入試方法を採用している。選抜方法としては、出願書類による選抜に加え、筆答試験、口述試験、小論文及び面接による選抜を行っており、ほとんどの研究科で、春期又は4月入学、秋期又は10月入学に分けて試験が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜を実施するために、総長指名の理事又は副学長等を委員長とし、学部長・研究科長等を構成員とする入学試験審議会が設置されており、学部及び大学院の入学者選抜、大学入試センター試験の実施、入学試験の制度、入試センターの運営などについて審議している。入学試験審議会の下には、関連する機構及び学部、研究科の教員からなる入試企画・広報委員会及び、各学部・研究科等の関係教員からなる入試実施委員会の2つの委員会と入学試験実施本部が置かれている。

入学試験問題の作成は、問題作成委員の選出・作題班会議・作成上の注意・問題の点検・答案の採点等を詳細に示した学部入試問題作成ハンドブックに基づき実施している。また、入学試験の実施は、実施本部の下に学部長を責任者とする学部試験実施部が置かれ、学部入試実施要領により試験監督が行われている。

入学試験合否判定は、各学部の教授会の議を経て、入学者選抜会議が行う。

大学院の入学者選抜も、大学院入試対応指針に基づき、各研究科等に入試実施委員会を設置し、問題の作成・点検・印刷及び保管や試験の実施等について指針を作成し、学部と同様の実施体制の下で入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学試験審議会の下に設置されている入試企画・広報委員会は、広報・情報開示、国際バカロレア、留学生・帰国生徒出願要件検討等のワーキング・グループを設置し、入学者選抜方法の改善に関連する事項の調査研究などを検討し、入学者受入方針及び実施方針の見直しを行っている。また、同委員会は、入学試験の結果の分析及び入学後の学業成績追跡調査を行い、高等学校教諭との意見交換等を踏まえて、入学者選抜に関する検証を行い、後期日程試験の廃止（経済学部、理学部を除くすべての学部）、推薦入試からAO入試（Ⅱ期）への変更（農学部）、科学オリンピック入試の実施（理学部、工学部）、国際学士コース入試の実施（理学部、工学部、農学部）などの改善を行っている。

大学院においては、各研究科等が独自に検証を行っており、生命科学研究科が平成25年度新たに自己推薦入試制度を導入するなど、入学者選抜方法の改善に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成24年4月に設置された薬学研究科（博士後期課程）及び薬学研究科（博士課程）については、平成24年～26年度の3年分。)

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.06倍
- ・ 教育学部：1.06倍
- ・ 法学部：1.03倍
- ・ 経済学部：1.02倍
- ・ 経済学部（3年次編入）：0.93倍
- ・ 理学部：1.03倍
- ・ 医学部：1.01倍
- ・ 歯学部：1.01倍
- ・ 薬学部：1.05倍
- ・ 工学部：1.08倍
- ・ 農学部：1.06倍

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.89倍
- ・ 歯学研究科：1.12倍

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：0.83倍
- ・ 教育学研究科：0.81倍
- ・ 法学研究科：0.58倍
- ・ 経済学研究科：1.04倍
- ・ 理学研究科：1.06倍
- ・ 医学系研究科：0.86倍
- ・ 薬学研究科：1.23倍
- ・ 工学研究科：1.14倍
- ・ 農学研究科：1.24倍
- ・ 国際文化研究科：0.75倍
- ・ 情報科学研究科：1.04倍
- ・ 生命科学研究科：0.90倍
- ・ 環境科学研究科：1.20倍
- ・ 医工学研究科：1.31倍
- ・ 教育情報学研究部：1.08倍

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：0.70 倍
- ・ 教育学研究科：0.71 倍
- ・ 法学研究科：0.56 倍
- ・ 経済学研究科：0.83 倍
- ・ 理学研究科：0.70 倍
- ・ 医学系研究科：1.08 倍
- ・ 薬学研究科：1.10 倍
- ・ 工学研究科：0.95 倍
- ・ 農学研究科：0.85 倍
- ・ 国際文化研究科：0.35 倍
- ・ 情報科学研究科：0.71 倍
- ・ 生命科学研究科：0.59 倍
- ・ 環境科学研究科：1.03 倍
- ・ 医工学研究科：1.20 倍
- ・ 教育情報学研究部：1.04 倍

## 〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.06 倍
- ・ 歯学研究科：0.95 倍
- ・ 薬学研究科：1.16 倍

## 〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：0.83 倍
- ・ 経済学研究科：0.83 倍

医工学研究科（博士前期課程）については、入学定員超過率が高い。また、法学研究科（博士前期課程）、法学研究科（博士後期課程）、国際文化研究科（博士後期課程）、生命科学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。これらの研究科については、博士後期課程への社会人入学の促進、経済的支援策の充実、入学定員の見直し、10月入学制度の導入、国際文化研究科の改組、環境科学研究科（博士前期課程）における高等専門学校専攻科学生に限定した特別選抜の実施、法学研究科（博士後期課程）における新コースの設置などの検討を行い、充足に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

## 【優れた点】

- 全国で入試説明会を実施し、48校の高等学校を訪問する等の結果、AO入試で優れた学生の獲得に成功しており、科学オリンピック入試や国際学士コース入試等、多様な入試方法を採用している。

## 【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学では教育理念・目的に沿って、学士課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。

- 「①幅広い知識や素養を育成する全学教育科目と専門分野の基礎的知識を習得させる専門教育科目を有機的に関連させたカリキュラムを提供する
  - ②研究第一の理念に則り、教育方法の開発と教育システムの整備を進め、授業内外での能動的な学習を推進する
  - ③学習成果の評価とその結果の活用を通じて、学生の自立的学習力を育成する」
- 各学部では、学士課程の教育課程の編成・実務方針を踏まえ、学部ごとに学習目標を掲げ、その目標を達成できるよう教育課程の編成・実施方法に関する基本的な考え方を示している。
- これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の教育課程は、4年ないし6年一貫となっており、全学教育科目、専門教育科目等により編成される。学生便覧に全学教育を含めた履修モデルを示している学部もある。

全学教育科目は、各学部の特質を活かし、文系科目・理系科目、必修科目・選択科目のバランス等を考慮し、1～2年次で履修可能となるよう配置している。

専門教育科目は、各学部・学科の編成方針に基づき1、2年次の基礎的な科目から4年次（6年次）の

発展的な科目に至るまで、各学問領域が体系的に履修できるように配置するとともに、必修・選択必修・自由聴講のバランスに配慮している。

平成 16 年 1 月の学務審議会の申し合わせにより、ほとんど全ての学部が履修モデル（1、2 年次学生用）を作成している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

履修単位の認定は、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換（学都仙台コンソーシアム等）、外国の大学における修学成果の認定、大学以外における学修成果（TOEFL、インターンシップ等）についても行っており、卒業要件の単位としている。また、理学部、工学部及び農学部では、留学生を対象として、英語で学位を取得できる国際学士コースを設置している。

大学院への入学を希望する学生に対しては、大学院の授業科目を先行して履修することができる制度を導入している。

近年のグローバル人材育成に関する社会的な要請に対応するために、平成 25 年度には文部科学省「グローバル人材育成推進事業（全学推進型）」の補助を受けた「東北大学グローバルリーダー育成プログラム」を開始し、語学力、コミュニケーション能力の強化、海外留学の促進等を図っている（平成 26 年 2 月現在 630 人の学生が参加登録）。

全学教育科目では、全学教育学生モニタリング制度に基づく懇談会及び意見箱によって把握した学生ニーズや社会からの要請に対応するために、全学教育科目として「キャリア教育」を導入し、また、課外授業として、学部学生及び大学院学生に研究成果の海外への発信・世界の研究者との交流を可能とする英語力の養成を目的としてプラクティカル・イングリッシュコースを実施している。

AO入試等による入学予定者に対しては、入学前教育の実施、附属図書館利用、e-learning 利用等のサービス提供を行い、さらに、平成 26 年度入学予定者から、「東北大学グローバルリーダー育成プログラム」の一環として「入学前海外研修～High School Bridging Program～」を実施（17 人が参加）している。

その他各種教育プログラムの開発にも取り組んでおり、その中で平成 20～24 年度にかけて、7つのプロジェクトが文部科学省の大学教育改革支援プログラムに採択されている。このうち、平成 24 年度に採択された「世界で競い合うMD研究者育成プログラム」では学部 3 年次学生が基礎医学研究を行い、毎年 30 人程度が海外の大学に留学している。また、1 年次より「基盤」「展開」「発展」というステップを経て主体的な研究展開能力を育むプログラム「Step-QI スクール」（平成 24 年度採択、理数学生育成支援事業）により実施された研究が、2 年連続で「サイエンス・インカレ」（文部科学省主催）の「科学技術振興機構理事長賞」（準優勝相当）を受賞している。

支援期間が終了した「「学びの転換」を育む研究大学院型少人数教育」（「特色ある大学教育支援プログラム」により平成 18～20 年度に実施）、「融合型理科実験が育む自然理解と論理的思考」（同プログラムにより平成 17～20 年度に実施）、「リサーチマインドを育む医学教育体制の構築 真理の探究心と実践能力を育成するプロジェクト」（「質の高い大学教育推進プログラム」に平成 20 年度採択）は、改良を加えつつ、現在も大学独自で実施されている。

平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成事業（タイプ A：トップ型）」に採択された「東北大学グローバルイニシアティブ構想」は、基盤的な教育・研究・ガバナンスの改革と国際化を加速する

とともに、世界から人が集い、学び、創造する「国際共同大学院プログラム」を創設し、グローバル時代を牽引する卓越した教育・研究を行う大学へと飛躍することを目指すものである。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全学教育は、1,543科目のうち、講義637(41%)、演習840(55%)、実験・実習66(4%)となっている。全学教育の「基礎ゼミ」及びその発展科目である「展開ゼミ」が少人数授業、対話・討論型授業を取り入れている。

医学部では「質の高い大学教育推進プログラム」で採用された少人数教育(チュートリアル教育、グループワーク教育)の継続実践と併せて、平成24年度に採択された「世界で競い合うMD研究者育成プログラム」においてASC&WTQ(問題発見・解決型学習)を実施している。また、医学部、歯学部及び薬学部では、文部科学省が提示する各分野の「モデル・コア・カリキュラム」にのっとり、講義、実習やPBL形式の授業等を配置し、医師、歯科医師及び薬剤師育成に係る学習指導を実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-1② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、授業は、15週にわたる期間を単位として行われており、1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週確保されている。また、1単位の授業科目は45時間の学習を必要とする内容をもって構成されている。

学部通則において、履修登録できる単位数の上限を設定するよう努めており、経済学部、理学部、薬学部、工学部及び農学部が上限を設定している。単位数の上限を設定しない場合でも、目安となる単位数の上限を提示する等、オリエンテーション等における履修指導を行っている。また、適正な履修を促すために、標準的な履修モデルを配布し、単位に関する説明の学生便覧への掲載等を行うとともに、定期的なレポートや小テストを課すことにより、自律的学習を促している。さらに、学生による学生のための学習支援制度であるSLA(スチューデント・ラーニング・アドバイザー)制度を導入し、授業時間外の学習をサポートしている。

全学教育及び複数の学部において「学生による授業評価アンケート」の質問項目に平成25年度より「授業外学習時間」の項目を加え、授業科目ごとの授業外学習時間の把握に務めている。25年度(後期)の結果によれば授業外学習時間は、全学教育の基幹科目について平均96%、総合科目について平均96%、全科目平均89%が1時間以内となっており、まったくしなかった割合もそれぞれ62%、63%、38%ある。また、平成25年11月に実施した「第10回東北大学学生生活調査」によれば平成24年4~7月の授業期間中の平均的な1日について、「授業のための予習・復習・関連学習」「職業資格や採用試験のための学習」「研究・論文執筆」「その他知識や能力を高めるための学習」を併せた、1日あたりの平均学習時間は約3.4時間となっているが、「予習・復習・関連学習時間」については、学部学生の64%が1時間以内であり、増加・確保が望まれる。

これらのことから、予習・復習・関連学習時間確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の实質化への配慮はなされていると判断する。

## 5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全学統一の「シラバス作成基準」により、授業目的と概要、学習の到達目標、授業の内容・方法と進度予定、成績評価方法、教科書及び参考書、その他から構成される。準備学習等に関する具体的指示や、各回の授業内容の記述は求められていないが、15回の内容が示されているものも多く、特に工学部の場合には統一されている。準備学習の具体的指示や15回の授業内容の記載など、「シラバス作成基準」の改定が望まれる。

また、シラバス作成に関するファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）が開催されている。

シラバスの活用については、オリエンテーション等において説明しており、全学教育及びほとんどの学部のシラバスがウェブサイト上で閲覧可能となっている。

活用について、授業評価アンケートによれば、「授業はシラバスを基本にして行われた」については8割以上の学生が、「シラバスは役に立った」については約8割の学生が肯定的に答えており、履修科目選択の際に利用されている。

これらのことから、シラバスの記載内容に学科間、教員間で精粗があるものの、おおむね適切なシラバスが作成され、履修科目選択の際に利用されていると判断する。

## 5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学教育FD（教員研修）を通じて、クラス指定科目における適切な授業内容やレベル、より理解しやすい授業法の工夫について改善を図っている。また、全学教育が行われる川内北キャンパスには、SLAサポート室、自習室、CALL教室、ICL教室等を設置し、全学教育科目を対象としてSLA制度を導入し、個別対応型学習支援や授業連携型学習支援により、基礎学力不足の学生をサポートしている。

全学教育科目の理科においては、「履修」「未履修」のクラス分けを農学部、歯学部、医学部保健学科対象クラスで実施している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

## 5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

## 5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

## 5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の教育理念、教育目的に沿って、大学としての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めている。

「東北大学では、次に掲げる目標を達成した学生に学士の学位を授与する。

- ① 専門分野に関する知識及び学問分野全体への興味関心と幅広い知識に基づく複眼的視野を有している

- ② 教養ある社会人としての素養を備え、専門分野特有の技能を生かして社会に貢献できる
- ③ グローバル社会において、指導的・中核的役割を果たす自覚と展望を持ち、基礎能力を備えている」  
これに基づき、学部ごとに、専門分野に応じた具体的な学位授与方針を定めている。  
これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-1-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、各学部規程に規定されており、成績評価方法・基準は各科目のシラバスに記述され、成績評価が実施されている。

学務審議会によって、成績評価基準を、合格及び認定以外は、原則として、AA：成績が特に優秀であるもの(90点～100点)、A：成績が優秀であるもの(80～89点)、B：成績が良好であるもの(70～79点)、C：成績が可であるもの(60～69点)、D：成績が不可であるもの(59点以下)と定めている。なお、全学教育科目では、授業科目ごとに設定した教育目標(学習到達目標)に対する達成度を基準とした絶対評価を行うこととしている。

専門教育科目については、シラバスに基準や方法が公表されており、学部規定に成績区分が定められている。

GPA制度導入については、学生の学習行動に与える影響等も勘案して全学的に慎重な検討を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

全学教育科目に関しては、学務審議会において成績評価ガイドラインを策定し、「成績評価の基本的考え方」が決められており、この中で、同一科目の指定クラス間での成績評価のばらつきを解消し、適切な成績評価を行うため、科目委員会でクラス間の成績分布の議論を行い、評価の方法や水準について共通理解を図ること、成績分布の調整を行うこと等の方策が決められている。また、このために、科目分類ごとに平均化された成績分布図を公表している。

学生は成績評価結果をウェブサイト上で確認できるようになっており、評価に疑義がある場合には、その旨を担当教員に直接又は教務の窓口を通じて教務委員会等に申し出ることができる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-1-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学位授与方針に基づいて、学部通則・各学部規程に規定されており、卒業に必要な単位の履修方法とともに学生便覧により周知されている。

また、卒業要件の重要な位置を占める卒業研究の成績評価は、公平性や厳格性、透明性を確保するため、複数教員の合議制の採用や研究発表会の公開などを実施している。

卒業認定は、教務委員会や学科教員会議等の審査を経て、各学部規程に基づき各学部教授会が行う。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-1① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

当該大学は、大学の教育理念・教育目的に沿って、大学院の教育課程の編成・実施方針を、それぞれ次のように定めている。

博士課程前期2年の課程及び修士課程

- 「① 学際的科目及び専門的科目を提供し、論文作成等に係る研究指導体制を整備し、広い視野と専攻分野に関する専門的知識・技能の獲得を促進する
- ② 研究遂行に求められる高い倫理観を育む機会、及び学内外で幅広い社会的経験の場を提供する
- ③ 学修成果の評価基準を明示するとともに、修士論文又は特定の課題に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う」

博士後期3年の課程及び医・歯・薬履修課程

- 「① 論文作成等に係る研究指導体制を提供し、豊かな学識と専攻分野に関する高度な専門的知識及び技能の獲得を促進する
- ② 研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会、及び国内外で最先端の研究成果に学ぶ場を提供する
- ③ 学修成果の評価基準を明示するとともに、博士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う」

専門職学位課程

- 「① 高度専門職業人として必要な専門的知識・能力の獲得を促すために、専攻分野に関連した専門科目を体系的に提供する
- ② 専攻分野に応じて事例研究、現地調査、又は双方向・多方向の討論や質疑応答等の適切な教育方法と、課程修了に必要な授業科目を適切に履修できるように指導する体制を提供する
- ③ 修了認定に関する基準を明示し、当該基準にしたがって学習成果に係る評価を適切に行う」

これらに基づき、各研究科等で専門分野に応じた具体的な教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-1② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科等の教育課程は、それぞれの学問分野、職業分野における目標とする人材育成に対応して、必要とする知識の修得、能力の涵養を段階的に行えるよう体系的に編成されており、多様で高度化する学術内容の進展に対応するとともに、学生の自主的選択を尊重した履修制度となっている。

例えば、文学研究科（博士前期課程）では各専攻は課題研究8単位を必修とし、選択必修12単位として、45～126科目、90～252単位の講義・演習科目を、さらに、選択10単位として、専攻共通科目を含む50～131科目、99～261単位の科目を編成している。また、法学研究科総合法制専攻（専門職学位課程）では、第1年次から必修30単位のほかに「法律基礎演習」、「リーガル・リサーチ」、「法学の基礎」を履修することができ、2年次では基幹科目28単位を必修、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目のうちから8単位を選択履修することができる。さらに、3年次では応用基礎科目、実務基礎科目、基礎法・

隣接科目、展開・先端科目を履修する。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成や授業科目の内容に、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映させるために、様々な取組を行っている。その中で各種教育プログラムの開発に取り組んでおり、いくつかは文部科学省の大学教育改革支援プログラムに採択されている。

「博士課程教育リーディングプログラム」では、平成24年度から、「我が国や世界が直面する、巨大地震や津波などの自然災害あるいは気候変動、エネルギーセキュリティなどの多様なリスクの発生メカニズムを理解し、防災及び減災などのための工学的・社会科学的システム設計ができるグローバル安全学分野のトップリーダー人材」の育成を目的とした「グローバル安全学トップリーダー育成プログラム」を実施し、平成25年度には「マルチディメンジョン物質理工学リーダー養成プログラム」が採択され、「多角的な視点や手法で物質・材料を理解し、新しい物質デザイン思想を現実化するだけの広く確かな基礎知識と幅の広い研究経験を有する物質リーダー」の養成を目標とする教育プログラムを開始した。

「国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業・グローバル30）」で採択された、「Future Global Leadership (FGL) Program」を平成21年度から展開し、平成25年度までに、英語による授業のみで学位を取得できるコースを10研究科13コース開設した。

学術研究面での人材育成については、平成20年度に7つのグローバルCOEプログラムが採択されたが、終了したプログラムの後継事業として「材料インテグレーション国際教育研究拠点」「分子系高次構造体化学国際教育研究拠点」「情報エレクトロニクスシステム教育研究拠点」「新世紀世界の成長焦点に築くナノ医工学拠点」「原子分子材料科学高等研究機構」「工学研究科知能デバイス材料学専攻」が文部科学省「卓越した大学院拠点形成支援補助金」に採択され、大学院学生の教育研究の支援を行っている。

「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」により平成19～21年度に実施した「理学の実践と応用を志す先端的科学者の養成」は、終了後はその後継として理学と社会、コミュニケーションに関する講義を開設し、また、毎年、専門の異なる分野の大学院学生の連携による学際的研究の創出・創生・創造・展開を目標に、教育研究活動の一環として、異分野間の交流を図るため「6専攻合同シンポジウム」を開催している。平成20～22年度に実施した「情報リテラシー教育専門職養成プログラム」は、終了後も研究科として継続維持し、全学生にコースカリキュラムとして提供している。

文部科学省科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成プログラム」により、「高度イノベーション博士人材育成プログラム」を導入し、「高度技術経営塾」において実社会で活躍できる高度技術経営人材の育成を図っている。

さらに、21世紀のグローバル社会をリードする次世代の人材育成を目的として、フランスのThe Ecole Centrale Group（国立中央理工科大学院）とINSA de Lyon（国立応用科学院リヨン校）、中国の清華大学及びスウェーデンのスウェーデン王立工科大学と、大学院修士レベルのダブル・ディグリー・プログラムを実施している。

また、博士後期課程学生及びポストドクターを対象とする長期インターンシップの推進、英語力をさらに高めたいという学生のニーズに応えるため、学士課程と同様にプラクティカル・イングリッシュコース（課外授業）等も実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科等においては、それぞれの学問研究領域、教育目的に応じた講義、演習、実験、実習等の授業がバランスよく配置され、修士課程では初めは専門分野への導入を図る講義、演習科目、その後に研究指導に関する実習等を履修するよう工夫されている。これらは一般的に少人数授業、対話・討論型の授業形態で実施されている。

法科大学院では、法曹実務の基本を習得する「リーガル・リサーチ」や「リーガル・クリニック」などの実務演習、公共政策大学院では、「政策調査の技法」においてインターネットによる情報収集、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的考え方や技法を導入している。

さらに、研究科によって英語による授業、インターンシップが導入されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、「定期試験等の期間を含め35週」とされており、各授業科目の授業は「10週又は15週にわたる期間を単位として行う」としている。さらに、1単位の授業科目を「45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」としている。

大学院課程における修学は、専門職学位課程を除き主体的な学習を前提としており、シラバスに教員のオフィスアワーを明示し、参考書や文献リストを示すなど授業時間外の自主学習をサポートする体制がとられ、また、教育学研究科、歯学研究科、情報科学研究科では履修モデルが提示されており、学生の主体的な学習を促す指導を行うとともに、そのための環境整備の充実を図っている。

平成25年11月に行われた「第10回東北大学学生生活調査」によれば、大学院学生が、平成24年4～7月の授業期間中の平均的な1日について、「授業のための予習・復習・関連学習」に当てた時間は67%が1時間以内であった。また、「研究・論文執筆」に当てた時間は1時間以上が89%（うち5時間以上が53%）であり、「職業資格や採用試験のための学習」「その他知識や能力を高めるための学習」を併せた1日あたりの平均学習時間は、7.3時間であった。予習・復習・関連学習時間の増加・確保が望まれる。

専門職学位課程については、履修登録単位数の上限を設定するとともに、履修モデルコースの提示、課題による自習時間の設定、自習室・作業室の開放、教員のオフィスアワーの設定などを実施している。

これらのことから、予習・復習・関連学習時間の確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学のシラバス作成基準により、全研究科がシラバスを作成し、ウェブサイト上でも公開している。シラバスは、オリエンテーション等での説明事項としており、すべての学生へシラバスの活用を促している。

シラバス作成基準には「各回ごとの授業内容」、「準備学習等の具体的指示」は求められていないが、

教員によって、また、研究科によっては記載がなされている。授業評価アンケートによれば、「授業はシラバスを基本として行われた」については9割以上の学生が、「シラバスは役立った」については8割以上の学生が肯定的に答えており、履修科目選択の際に利用されている。学生のシラバス活用状況については今後の調査が期待される。

これらのことから、シラバスの記載に精粗があるものの、おおむね適切なシラバスが作成され、履修科目選択の際に利用されていると判断する。

5-5-4 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院通則第28条の4で、「教育上特別の必要があると研究科等において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。」と規定しており、多くの研究科が研究科規程にその旨を明記している。社会人特別選抜を実施している研究科等では、学生の申し出により必要に応じて、正規の授業時間割とは別に、夏季休業期間、土日夜間を利用して、学生に配慮した授業を実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-6 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

すべての研究科等において、大学院通則及び各研究科規程等に基づいて、専門分野の教育目的及び研究内容に応じ、複数の研究指導教員を定め、それぞれの分野における学位授与と人材育成の指導が行われている。

また、多くの研究科等では、複数教員による学位論文指導体制が整備され、テーマ選定会議、中間審査等での発表などテーマ選定に関する指導が行われて、実質的な論文指導、助言が行われている。さらに、論文の提出は、主任指導教授を主査とし、複数の副査、審査委員からなる予備審査を経て提出の可否が決定され、審査は最終審査委員会等を経て研究科委員会等で議決される。

なお、研究倫理に関する指導については、平成19年には「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」を策定し、パンフレットの全学的配布、研究倫理セミナーの継続的開催等により、研究倫理の普及に努めている。平成25年には「国立大学法人東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程」を定め、現在、平成26年8月文部科学大臣裁定「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」に対応した学内の規程整備、組織構築などを検討中である。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

## 5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

当該大学の教育理念、教育目的に沿って、学位授与方針を次のように定めている。

「博士前期課程前期2年の課程および修士課程

東北大学では、次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与する

- ① 広い視野と専門的知識・技能に基づいて、専攻分野において独創的な研究を遂行する能力又は高度に専門的な職業に従事できる能力を有している
- ② 社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ、高い倫理と責任をもって、社会の発展に貢献することができる
- ③ 国際的視野とコミュニケーション能力を有し、それによって世界水準を目指す研究成果を発信すること、又は高度に専門的な職業に活かすことができる」

「博士課程後期3年の課程及び医・歯・薬学履修課程

東北大学では、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する

- ① 豊かな学識と高度の専門的知識・技能に基づいて、専門分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力、又は高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を有している
- ② 社会的及び学問的ニーズを踏まえつつ、独自の発想や高い倫理と責任をもって、社会及び学問の発展に貢献することができる
- ③ 高度な国際的視野とコミュニケーション能力を有し、世界水準の研究成果を発信し、それによって国内外における当該分野の研究を先導すること、又は高度に専門的な職業のリーダーとして当該職域を牽引することができる」

「専門職学位課程

東北大学では、次に掲げる目標を達成した学生に専門職学位を授与する

- ① 専攻分野における専門知識を修得し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した実務能力を有している
- ② 社会のニーズを踏まえつつ、高い職業倫理をもって、社会の発展に貢献することができる
- ③ 国際的視野とコミュニケーション能力を有するとともに、自己の教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができる」

これらに基づき、各研究科等が、専門分野に応じた具体的な学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

## 5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は各研究科等規程に定められており、学生便覧に示され、かつ、オリエンテーション等により周知されている。ほとんどの研究科では研究科規程に「履修科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、試験を行うことなく平常の成績又は論文等によることがある」とされており、学務審議会によって、成績評価基準を、合格及び認定以外は、原則として、AA：成績が特に優秀であるもの（90点～100点）、A：成績が優秀であるもの（80～89点）、B：成績が良好であるもの（70～79点）、C：成績が可であるもの（60～69点）、D：成績が不可であるもの（59点以下）と定めている。

各研究科のシラバスには科目ごとに成績評価方法と基準が示されており、例えば、教育学研究科では、「成績評価は、原則として、授業科目ごとに設定した教育目標に対する達成度を基準とした絶対評価でおこなう」とし、シラバスには、レポート提出、討論への貢献度、発表等の多様な方法と基準が示されてい

る。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の厳格性・客観性を担保するための措置としては、学生が教務係の窓口に出る制度が制度化されており、成績不服申立て制度が各研究科等で制度化され、学生便覧に記載されている。また、各研究科は答案やレポートを、試験施行日ないしレポート提出日から1年間、成績評価の根拠として保存し、また、学生からの成績開示請求等に対応している。

法学研究科総合法制専攻では、定期試験終了後に答案のコピーを学生に返却し、試験の解説・講評を行い、成績評価（採点）の基準を明らかにするとともに、授業科目別の成績分布等のデータを学生に周知している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

大学院課程の修了認定基準は、学位授与方針に基づき大学院通則・研究科規程等に定められ、研究科等の学位授与方針に基づいて学位審査が行われている。論文の水準や研究指導、論文提出の条件等は、学生便覧、オリエンテーション等により周知されている。

学位論文に関する審査委員の選考方法、審査体制、最終試験及び学位授与の議決については、学位規程に定められており、さらに、審査の手続きは、研究科内規等で定められ、予備審査、本審査等、数段階の審査を経て審査され、最終的には研究科委員会等が議決する。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」等に採択された「リサーチマインドを育む医学教育体制の構築 真理の探究心と実践能力を育成するプロジェクト」「学びの転換」を育む研究大学院型少人数教育」「融合型理科実験が育む自然理解と論理的思考」「理学の実践と応用を志す先端的科学者の養成」「情報リテラシー教育専門職養成プログラム—情報倫理・モラルが問われる時代のための情報教育デザイナー」「Future Global Leadership (FGL) Program」等については、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、文部科学省からの支援により、「世界で競い合うMD研究者育成プログラム」「Step-QI スクール」「東北大学グローバル・リーダー育成プログラム」「グローバル安全学トップリーダー育成プログラム」「マルチディメンジョン物質理工学リーダー養成プログラム」等を実施している。

- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成事業」に採択された「東北大学グローバルイニシアティブ構想」において、基盤的な教育・研究・ガバナンスの改革と国際化を加速するとともに、世界から人が集い、学び、創造する「国際共同大学院プログラム」を創設し、グローバル時代を牽引する卓越した教育・研究を行う大学を目指している。

**基準6 学習成果**

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 6-1-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における標準修業年限内の卒業率は、平成21～25年度の平均で約84～86%、修士課程においては、研究科・教育部によって多少のばらつきはあるものの、平均で約87～90%、専門職学位課程では75～83%、博士課程についても研究科によっては30%以下のところもあるが、平均すれば54～59%であり、全国平均（「大学院教育振興施策要綱」に関する取組の調査結果（平成23年度、文部科学省平成25年8月公表））の40.3%と比較しても、全体的に高い状況にある。

さらに、過去5年間の標準年限×1.5年以内の卒業・修了率をみると、学士課程では、平均で約93～94%、修士課程では約91～92%、専門職学位課程では90～92%、博士課程は平均約62～72%である。

法学研究科（博士前期課程）、教育学研究科（博士後期課程）においては、標準修業年限内修了率が同分野の国立大学の全国平均と比較して低く、改善が望まれる。

医療系の国家資格取得状況については、医師、歯科医師をはじめとするすべての資格に9割以上の学生が合格しており、合格率も全国平均を上回っている。また、公認会計士の合格率については、全国平均を大きく上回り、会計大学院17校中3位（平成24年度）の合格率であった。

休学率は学士課程で1.48%、修士課程・博士前期課程で2.38%、博士後期課程・博士課程で7.66%、専門職学位課程で1.56%。退学率は学士課程で0.94%、修士課程・博士前期課程で2.81%、博士後期課程・博士課程で3.47%、専門職学位課程で6.64%。また、留年率は学士課程で4.46%、修士課程・博士前期課程で5.47%、博士後期課程・博士課程で18.79%、専門職学位課程で7.42%となっている。

学位論文等、特に、博士論文の多くは学術雑誌に公表されており、例えば文学研究科では博士前期課程180人、後期課程192人の大学院学生のうち、平成23年度には審査制学術雑誌に104編の論文が発表され、国内学会では156件、国際学会では54件の発表がなされている。また、工学研究科では平成22年度後期課程310人の学生のうち、査読付き論文発表251編、国際会議発表286件となっている。

これらのことから、法学研究科（博士前期課程）、教育学研究科（博士後期課程）においては、標準修業年限内修了率が同分野の国立大学の全国平均と比較して低く、改善が望まれるものの、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、すべての学部・研究科等及び全学教育において学生による授業評価を実施しており、複数の学部・研究科では、併せて教育課程や教育環境についての調査も実施し、授業科目や教育課程への満

足度、理解度、学習成果の達成状況等について継続的に調査している。

全学教育科目の授業評価では、理解度は平均3.8、満足度は4.1（5段階評価）であり、学部専門教育科目では、例えば農学部の授業評価では、理解度は「よく理解できた」「理解できた」との回答が76%以上、満足度は「大変満足した」「ある程度満足した」との回答が85%以上であった。また、理学部・理学研究科による卒業生・修了生アンケート結果によると、「論理的な思考力」「見通しを持って課題を解決する力」「論理的文章を読み書きする能力」が身についたとする回答が高くなっている。

学部を卒業する学生を対象に平成25年3月に実施した「第1回 東北大学の教育と学修成果に関する調査」では、学士課程教育を通して「大きく増えた」若しくは「増えた」とする回答は、「幅広い教養」「分析力や問題解決力」「専門分野や学科の知識」が約90%、「批判的に考える能力」「他の人と協力して物事を遂行する能力」「プレゼンテーションの能力」については、約80%に達している。他方で、「異文化の人々と協力する能力」「外国語の運用能力」「地域社会が直面する問題に関する知識」「リーダーシップの能力」については60～50%となっており、学習成果の獲得に違いがみられる。

工学部では、平成15年度よりeポートフォリオを導入し、学生による学習成果の把握（形成的評価）とそれに基づく修学指導を実施している。本取組では、卒業に際し学生として期待される学生像の目標を入学時に設定し、それに対する学年ごとの到達度を学生自ら記録するとともに、教員から見た学生の成長状況、学習上のアドバイスが書き込まれたポートフォリオを、全学生について作成している。

また、大学院における学習成果に関しては、学務審議会のワーキング・グループによる調査も実施されており、「研究課題を発見する能力」「資料やデータ分析の能力」等16項目の能力・スキルの獲得状況を調査し、その課題について報告書にまとめている。

大学院学生に対する調査では、特に「専門的基礎知識」や「論理的思考能力」の獲得状況が高くなっている（60%～70%弱）一方、「外国語論文執筆能力」や「外国語コミュニケーション能力」の獲得状況について、「あまり身につけていない」が修士課程で80%強、博士課程で70%弱である。情報科学研究科の授業評価アンケートによると、「よく理解できた」「ある程度理解できた」が79～86%、シラバスで示された目標に対する達成度は「非常にある」「ある程度はある」が77～79%、授業の達成度の5段階評価は4以上が69～81%であった。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度の文系4学部（文、教、法、経）の大学院進学率は25%以下であるのに対して、理系4年制学部（理、薬の4年課程、工、農）の進学率はそれぞれ、81%、92%、90%、84%で、過去5年間の推移でも、高い進学率を維持している。また、学部・研究科ごとの就職希望者の就職率は、文系学部で92～96%で、平均して94%を超えている。理系4学部の就職率は、84～100%、理系の大学院修士課程（理、医、歯、薬、工、農、情報、生命、環境、医工）の平均が95%を超える。

平成25年度に行った学部卒業生に対する「教育と学修成果に関する調査」結果によると、卒業後の進路について、「大変満足している」「満足している」は全体で80%を超えている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年2月には、平成15、19、21及び23年度の卒業・修了生から8,175人を抽出し、「東北大学の教育に関する卒業・修了生調査」を実施し、9.3%に当たる758人から回答を得た。それによると、学習へ

の満足度について、学士課程では全学教育や専門教育、卒業研究・卒業論文への肯定的な回答が70～80%となっており、大学院課程では専門教育、卒業（修了）研究・卒業（修了）論文等の項目について肯定的な回答が80%を超えている。英語教育については学部、大学院ともに満足度が低い。

また、学士課程での学習が、現在の能力・知識の獲得にたいしてどれくらい貢献しているか、については、学士課程では「幅広い教養」「分析力や問題解決能力」「専門分野や学科の知識」「数理的な能力」「コンピュータの操作能力」等で肯定的な回答が60%を超えており、大学院課程では、「分析力や問題解決能力」「専門分野や学科の知識」「プレゼンテーション能力」で肯定的な回答が80%を超えている。

外国語の運用能力については、学部卒業生では「大変役立っている・役立っている」が30%以下である。平成20年度以降に英語教育の見直しを実施しており、改善傾向が見られる。

平成25年度、キャリア支援センターにおいて実施した、卒業生・修了生を採用した企業等及び求人票を受け付けた企業等2,301社の人事担当者を対象とするアンケートでは、卒業生・修了生に求められる基本的な能力についてすべて「ある」又は「ややある」の肯定的な回答が7割を超え、特に「理論的思考力」「専門分野の知識」については「ある」の回答が高かった。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

<b>基準7 施設・設備及び学生支援</b>
------------------------

- |  |
|--|
| <p>7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> |
|--|

## 【評価結果】

基準7を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

- |  |
|--|
| <p>7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。</p> <p>また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。</p> |
|--|

当該大学は、片平キャンパス、星陵キャンパス、雨宮キャンパス、川内キャンパス、青葉山キャンパスの5つの主要キャンパスを有し、その校地面積は片平キャンパスが375 m<sup>2</sup>、星陵キャンパスが60,970 m<sup>2</sup>、雨宮キャンパスが76,115 m<sup>2</sup>、川内キャンパスが280,475 m<sup>2</sup>、青葉山キャンパスが448,957 m<sup>2</sup>、その他710,691 m<sup>2</sup>である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計450,182 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地、校舎面積以上が確保されている。

講義室・演習室は川内・星陵・青葉山キャンパス、実験・研究実習室等は片平・星陵・青葉山キャンパスを中心として整備し、共用施設として、附属図書館、屋内運動場（体育館、武道場、弓道場）、屋外運動場（グラウンド、テニスコート等）、プール、講堂、博物館、史料館を整備している。

ほとんどの講義室・演習室は講義用のプロジェクタないしAV機器を備えている。情報処理学習・語学学習を行うための施設として、マルチメディア教育研究棟を全学教育が行われている川内キャンパスに整備している。

また、施設の有効活用を促進し、教育研究活動の一層の活性化を図るため、共同利用スペースを確保（100,248 m<sup>2</sup>）し、共同利用スペース整備規程に基づき、効率的・弾力的な利用を図っている。

施設の耐震化については、耐震診断調査対象施設の調査を全て完了しており、耐震性が確認された施設の耐震化率94%を超えているが、さらに高い耐震対策を含めて年次計画により耐震対策を進めることとしている。また、高度な研究教育施設や中高層施設には免震構造等を採用している。さらに、学生等の保護、資産の保全、並びに今後の安心安全なキャンパスづくりへ寄与することを主な目的として、ハザードマップを作成し学内限定で公表している。

バリアフリー施設・設備については、エレベーター、自動ドア、スロープ、身障者用トイレなど970の施設・設備を各キャンパスに整備し、また、夜間の安全確保のため各キャンパス内の主要な通路等に街路灯を設置している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学の基幹ネットワーク（TAINS）は6つの主要キャンパスを接続し、情報シナジー機構及び各研究科、研究所等が管理を担当している。これらのICT環境を、情報教育や語学教育などの各種授業に活用したりするほか、学生は、ICT環境を利用して、Web履修登録、電子メールの利用、シラバス、休講情報等の学生生活に必要な各種情報の検索を行うことができる。

マルチメディア教育研究棟には情報教育用のICL演習室と語学教育用のCALL教室があり、インターネットに接続された700台以上のパソコンが配置され、授業で占有されていないときは自習用に開放されており、演習室は、授業期間中の平日は20時45分まで利用可能となっている。また、附属図書館本館には平成24年12月からラーニング・コモンズを整備し、75台のパソコンが設置され、レポート作成、情報探索等に利用できる。

さらに、学生のインターネット接続環境の整備の一つとして、国際無線LANローミング基盤（eduroam）を全国に先駆けて導入し、川内北キャンパスの全講義棟をはじめ、すべての部局において学生及び教職員に提供している。平成25年4月から全学生が利用可能となったことにより利用者数が増加し、平成25年12月には月間利用者数は2,704人（うち、学生1,978人）となっている。

情報セキュリティ対策や情報システムの運用管理のために情報セキュリティポリシー、情報システムの運用及び管理の根本に関する規程を策定し、これらに基づいて、システム管理者向け、利用者向けの細則や手順等も整備している。また、意図せずにネットワーク社会のルールを侵すことがないように「コンピュータネットワーク安全・倫理に関するガイドライン」を作成し、学生及び教職員に配布している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学では、附属図書館本館のほか、各キャンパスに4つの分館（北青葉山分館、医学分館、工学分館、農学分館）、各研究科・研究所等に14の図書室・資料室を設置し、平成26年5月1日現在で、所蔵資料は蔵書数約400万冊、雑誌種類数約8万種、視聴覚資料約8,800点にのぼっている。開館時間は、附属図書館本館で平日8時から22時、休日10時から22時、分館でも平日9時から20時となっており、さらに、試験期間中や利用資格（在籍するキャンパス等）に応じて入館可能となる時間を延長している。

学生用図書については、附属図書館本館に収書委員会を設置し、学修書・教養書の選定を行うとともに、教員からなる選書委員会の承認を経ることで、学修・研究に必須の資料を整備している。その他、シラバス掲載図書の優先的購入、全学教育に係わる教員への推薦依頼、学生の購入希望受付等を行い、資料整備を図っている。

また、平成23年度からは、全学教育の英語担当教員と連携し、英語の授業形態ニーズに応え、「英語多読法 Readers コーナー」という6,900冊の別置図書コーナーを設けた。

学術雑誌については、電子ジャーナルの整備を全学で進め、13,000タイトル以上が利用可能となっており、また、学術論文の検索に不可欠な二次情報データベース等の整備にも努めている。

附属図書館は平成23年度に創立100周年を迎え、多くの貴重書、特殊文庫があり、これらの資

料を利用者が有効に検索し活用できるよう、蔵書検索システム（OPAC）や電子ジャーナルリスト、リンクリゾルバ等の仕組みを整備している。また、情報探索講習会、データベース研修会等の情報リテラシー教育を実施している。

平成 21 年度から実施している学生による選書企画では、年間 300～500 冊の本を選んでいる。閲覧室に専用のコーナーを設け、選んだ学生からの推薦コメントを添えて展示・貸出しており、図書館利用者には好評である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

#### 7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

全学教育が行われる川内北キャンパスでは、講義棟の一部に自習室と談話室を設けており、各学部・研究科等においても、教室等の開放、自主学習に使用できるコンピュータ実習室、学習室、大学院生室を設けて自主学習の場を確保している。

マルチメディア教育研究棟の ICL 演習室やCALL 教室は、授業時間帯以外には学生の利用に供しており、また、1階ラウンジには、学習談話スペースを設け、学部 1～2 年次生を対象にした学習支援を展開する SLA サポート室が併設されており、平成 26 年度には 2,633 人が利用している（平成 26 年 11 月現在）。自主的に学習を深めたい学生を対象に、答えではなく考え方について教えており、学習に関する相談窓口が開かれている。

附属図書館本館のラーニング・コモンズでは、人数に応じ机や椅子を組み替えて利用できるエリア（75 席）や、少人数グループのためのボックス席（24 席）、レポート作成のために資料を広げてパソコン作業ができる座席（75 席）を設置し、多様なニーズに応じた自主的学習環境を提供している。また、医学分館、北青葉山分館、工学分館、農学分館においては、職員無人時間帯にも利用者カードで時間外利用可能な体制をとり、自主学習を支援している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

#### 7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学教育については学部入学者に対して、大学として 4 月当初「教養教育特別セミナー」を実施し、当該大学生として考えて欲しいことについて話題提供し、また、各学部、研究科では教育の目的、教育課程の周知、授業科目の履修方法など、全般的ガイダンスや新入生オリエンテーションが実施される。

学部及び大学院課程の 2 年次以上の在學生に対しては、4 月ないし 10 月に、授業の目的、目標、履修方法、研究指導などの全般的ガイダンスが行われ、学部・研究科によっては、専攻や所属コースないし研究室ごとのガイダンスのほか、合宿型のオリエンテーションや研究室訪問を通じてのガイダンス、指導教員やクラス担任、アドバイザー制による助言なども取り入れられている。また、工学部では、入学者・学部 2～3 年次学生に対して、履修方法、コース選択や研究室選択の準備等について全体及びクラス別、学科別のガイダンス、「学習等到達度記録簿」による教員と学生との個別面談が行われている。

さらに 1～2 年次学生向けには、履修相談コーナーにおいて、4 月と 10 月に履修相談や学習相談等に応じている。

「第 1 回 東北大学の教育と学修成果に関する調査報告書」（平成 25 年 3 月実施）では、「学修を滞りなく進めるための支援（履修相談等）」において、「大変満足している」「満足している」との回答がおおよそ 70% に達している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。  
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学では、学習支援及び生活支援等のために、各学部にクラス担任制やアドバイザー教員制度、オフィスアワー、学生相談室・支援室等を設け、学生のニーズを把握するとともに、学生相談・特別支援センターや保健管理センター等と連携して助言や指導等を行っている。

全学教育に対する意見や要望を学生から直接聞いて今後の参考とするため、学務審議会の下で、平成17年度から継続して実施してきた「全学教育に関する学生との懇談会」を発展させた「全学教育学生モニタリング制度」を設置し、毎年、各学部から1年次学生数人に、全学教育学生モニターを委嘱し、継続して懇談会に出席してもらい、全学教育に対する意見・要望等を聞く機会を設けている。

留学生に対しては、東北大学チューター制度により、入学後2年以内の学部学生、同じく1年以内の大学院学生及び研究生を対象に、日本語能力や基礎学力の補充や学習上の援助を行うとともに他の制度とも連携して日常生活の助言等を行っている。

社会人学生に対しては、学部・研究科等によって、社会人対象の授業が開講されており、また、ISTU（インターネットスクール）による授業の配信を利用して講義等が聴講できる。

このほか、障害を持つ学生に対しては、手話通訳、ノートテーカー等が可能な支援体制となっている。

さらに、部局によっては、学習支援の一環として、研究科長賞や学部長賞、学生表彰、個人の名前を冠した表彰など、各種表彰制度を設けて優秀な学生を表彰している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学の課外施設として、川内キャンパスに運動場、体育館、野球場、ラグビー・サッカー場、バレーコート、フットサルコート、テニスコート、サークル棟等が、また、合宿所グラウンド（評定河原）、菖雪ヒュッテ（山形蔵王）、清溪小屋（宮城蔵王）、川渡共同セミナーセンター（川渡）等がある。

また、学生及び教職員の全員を構成員とする全学的組織として学友会があり、文化、体育等に関する自発的な活動を行っている。学友会は、総務部、文化部（25部）、体育部（49部）、報道部の4部があり、届出が受理された新規の学生団体は、学友会の登録団体となり、目的、活動内容により文化部又は体育部に所属し、登録後3年以上継続届を提出した登録団体は、申請の上、認められれば配分金の支給対象である学友会の準加盟団体となり、活動の支援を受けることができる。

予算は会員からの会費により賄われ、平成25年度には、文化部460万円、体育部1,450万円、準加盟団体に109万円が配分されている。体育部には全国大会・世界大会出場等、全国や世界レ

ベルで活躍する部も多い。

また、学友会では、文化部、体育部がそれぞれの課外活動において優秀な成績を収め、あるいは、有意義な活動を行った学生や団体を、年度ごとに表彰する制度がある。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の生活上の相談に対応するため、全学的には、保健管理センター、学生相談・特別支援センター、キャリア支援センター、ハラスメント全学学生相談窓口が設置・整備されている。ハラスメント防止のための啓蒙活動としては、ポスター掲示やリーフレット配付等を通しての周知、教職員及び学生を対象とした研修を実施している。保健管理センターでは、学生の健康の保持増進を図るため、保健計画の立案、定期・臨時健康診断、健康相談や診療、環境衛生に関する指導等を行っている。学生相談・特別支援センターでは、個々の相談内容に応じて、専門の相談員（臨床心理士のカウンセラー）がカウンセリング、コンサルテーション等の様々な対応を行っている。キャリア支援センターは、就職に関連する各種情報の提供や個別の進路相談、進路調査等を行い、学生の進路選択や就職への支援を行っている。

また、学部・研究科においても、学生相談室、国際交流学生支援室、キャンパスライフ支援室、学生支援相談窓口等を整備するとともに、クラス担任制、アドバイザー教員制度、指導教員制等により、学生の相談に個別的に対応し、内容に応じて保健管理センター等の全学的組織と連携する体制をとっている。さらに、ハラスメント防止委員会の下に相談窓口を設置し、ハラスメント全学防止対策委員会、ハラスメント全学学生相談窓口と連携して相談に当たっている。

留学生に対しては、学生がチューターとなり、日常生活の支援を行っているほか、部局によっては、国際交流室等の相談窓口を開設し、学生のニーズに対応している。

障害のある学生等に対する支援としては、入学試験及び修学上の特別な配慮を要する受験者からの申請に基づき、保健管理センター長、所属学部・研究科等の長を構成員とする組織が障害に応じた支援を協議する体制をとっており、入学後は学生支援審議会が必要に応じて対応している。

また、身体障害や発達障害のある学生等を対象とした支援部署として、障害学生支援室を平成26年4月に設置している。

全学的ニーズ調査として隔年で、保健管理センター、学生相談・特別支援センター、キャリア支援センターが全学組織として学生生活調査を行い、生活支援のニーズ把握を行っている。

さらに、高度イノベーション博士人財育成センター（平成25年度に廃止、26年度より高度教養教育・学生支援機構に設置されたキャリア支援センターに機能が統合された）では、ポストドクターや博士後期課程学生を対象として、長期インターンシップ制度によりキャリアパスの多様化促進のための実践力の養成を行っているほか、キャリア支援として、企業の求人情報の収集や就職先の開拓、就職希望者データベースの整備、博士キャリアパスフォーラムの開催などを行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納については、取扱規程に基づいて支援が行われており、平成 23 年度からは、東日本大震災で被災した学生に対して、入学料及び授業料の免除の支援が行われている。

奨学金は、日本学生支援機構、地方公共団体、民間奨学団体の制度によるほか、平成 23 年度から、東日本大震災に伴う支援として、独自の「東北大学元気・前向き奨学金」「武田尚志社奨学金」「リオティント・コマツ奨学金」を創設し、毎月 10 万円の奨学金を給付している。外国人留学生に対しては、平成 20 年度に外国人留学生総長特別奨学生制度実施要項を制定し、授業料等相当額の奨学金を給付している。学部・研究科等でも、東日本大震災に伴う支援、国際交流促進のため海外に留学する学生及び外国人留学生に対する支援等の奨学金制度を設けている。

さらに、6 つの学寮（定員 654 人）、ユニバーシティ・ハウス（定員 385 人）、東日本大震災により被災した学生に対する応急学生寄宿舍（定員 325 人）を設置している。

これらに関する学生への情報については、ウェブサイト上及び掲示板等にて広く周知するとともに、入学時に配布される学生生活案内にも掲載している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- SLA（スチューデント・ラーニング・アドバイザー）制度を導入し、全学教育学習支援の一環として、学習相談から授業内における学習補助等を行っており、主に学部 1、2 年生を対象として、平成 26 年度には 2,633 人（平成 26 年 11 月現在）に対して幅広い学習サポートを行っている。
- 東日本大震災の被災学生に対して入学料及び授業料の免除、独自の奨学金の創設や応急学生寄宿舍の設置等、支援策は充実している。
- 日本人学生と外国人留学生が日常的に交流することによって、国際感覚を身に付けるとともに異文化理解を深めることができるユニバーシティ・ハウスを設置し、国際化を牽引する人材の育成を目指している。

## 基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

### 【評価結果】

基準8を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

全学教育における教育・学習過程の検証は、教員レベルと組織レベルの2つが連動したPDCAサイクルによって行っている。

教員レベルでは、各教員が、学務審議会教育情報・評価改善委員会からフィードバックされた授業評価や成績評価（科目群の成績分布表）の結果を基にセメスターごとに授業改善を図るとともに、担当科目で実践した工夫や改善の取り組みを「授業実践記録Webシステム」に記録する。同システムは、教員間で優れた教育実践を蓄積・共有し、全学教育の改善と充実を促す役割も持っている。

組織レベルでは、学務審議会の教育情報・評価改善委員会からセメスターごとに授業評価結果や成績分布が科目委員会に提供され、各委員会でする科目群の改善が組織的に検討されている。さらに「学務審議会委員長会議」を年2回開催し、全学教育に関するPDCAサイクルの中で確認された課題への対応について意見交換を行うとともに、毎年3月開催の全学教育FDにおいて科目委員会ごとに分科会（科目委員会FD）を開催し、科目担当の教員が集い、改善に向けた議論や意思統一をできるようにしている。

学士課程や大学院課程における学生の学習成果や学習環境に関する調査は、学務審議会ワーキング・グループや高等教育開発推進センターが中心となって行っている。学務審議会教育情報・評価改善委員会では、教育改善活動における教育情報の共有に関する申し合わせを策定し、各学部・研究科等における学生による授業評価結果及びその活用状況等を調査蓄積し、取りまとめた情報を学務審議会にフィードバックしている。学士課程教育を通して学生が獲得した学習成果については、平成25年度より卒業時に「東北大学の教育と学修成果に関する調査」を実施しているが、今後は在学生調査や大学院教育調査を組み合わせることで、より包括的な学習成果検証システムの構築を進めていくことにしている。

各学部・研究科においても、独自の取り組みが継続的に行われている。例えば、工学部では平成15年度よりe-ポートフォリオを導入し、学生による学習成果の把握（形成的評価）とそれに基づく修学指導を実施している。また、理学部・理学研究科では、卒業・修了生を対象とした学習成果や満足度に関するアンケートを行っており、その結果をウェブサイトに公表し、授業内容の向上等に資するための情報共有を図っている。情報科学研究科においては、「学生からの指摘と改善案のまとめ及びアンケートについての問題点の整理」を教務委員会で作成し、授業評価結果とともに授業担当教員に報告し、授業担当教員はその結果を踏まえた改善案の報告を行うことにしている。

認証評価に対しては評価分析室長の下に担当責任者を置き、評価分析室（総括・基準ごとの自己評価）と本部事務機構（観点ごとの自己評価・資料作成）による共同作業により実施した。評価分析室では、認

証評価ワーキング・グループを設置し、基準ごとに分析担当チームに分かれ、本部事務機構で行った観点ごとの自己評価について分析し、基準ごとの自己評価を行った。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

すべての学部・研究科・教育部及び全学教育において、学生による授業評価や学習環境設備等に関するアンケートが実施されている。調査結果は担当教員にフィードバックされるとともに、その特性に応じて組織的な自己点検活動を実施し、教育改善に反映させている。なお、授業評価アンケート結果が一部の学部・研究科で公開されておらず、改善が望まれる。また、各学部・研究科等は直接、学生からの意見を聴取する懇談会を適宜、実施しており、文学部・文学研究科、法学部・法学研究科、歯学部・歯学研究科及び国際文化研究科では学生の意見を聴取する意見箱等を設置している。全学教育についても意見箱を設置し、全学教育のウェブサイトへ学生からの意見とそれに対する回答を掲載している。

各学部・研究科等はこうした学生の意見聴取結果について、調査結果を踏まえた改善策の提示等を含めた報告書を作成し、公開している。学習環境設備等に関して学生から出された意見・要望は施設・設備の予算要求に反映されている。

全学教育では、学生による授業評価結果を、「授業実践記録Webシステム」を通して授業改善に反映させる取組を行っているほか、「全学教育学生モニタリング制度」に基づく懇談会を開催し、全学教育の教育課程や学習環境に関して学生の意見聴取も行っている。学生との懇談会で出された要求は学務審議会の場で報告され、教務委員会や科目委員会が行う改善に活かされている。例えば、全学教育における理科学科目の履修クラス指定について、全学教育FD（教員研修）を通じて、クラス指定科目における適切な授業内容やレベル、授業方法について改善、また、「物理学」のクラスを増やすことで、一部の学部対象に、高等学校での物理学既習者と未習者を分けてクラス編成できるように改善している。さらに、全学教育に関する意見箱で全学教育科目と専門教育科目の開講時間の重複のため、履修できない科目があるので改善して欲しいとの要望に対し、全学教育科目と専門教育科目の重複する科目をすべて抽出し、平成23年度入学者からは全科目が履修可能となるよう改善を行っている。

また、「全学教育科目委員会委員長と各学部・研究科教務委員会委員長との全学教育に関する意見交換会」を開催し、全学教育に対する学部・研究科の要望を収集し、所掌委員会が改善等の対応を行う体制が構築され、全学教育と専門教育の有機的連携を図ることに努めている。

教員の意見聴取の場として教授会等において、教育に関する協議・連絡・意見交換等を行っているほか、教授懇談会等において意見交換を行っている部局がある。また、新任教員が直接総長に質問、意見する場を設けている。

これらのことから、授業評価アンケート結果が一部の学部・研究科で公開されておらず、改善が望まれるものの、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成25年度に、キャリア支援センターにおいて、卒業生・修了生を採用した企業等及び求人票を受け付けた企業等2,301社の人事担当者を対象とするアンケート(11.4%に当たる262社から回答)を実施し、

平成26年2月には、平成15、19、21及び23年度の卒業・修了生から8,175人を抽出し、「東北大学の教育に関する卒業・修了生調査」(9.3%に当たる758人から回答)を実施した。これらの分析結果は基準6-2-②で示されている。高度教養教育・学生支援機構に設置された教育評価分析センターがキャリア支援センターと連携しつつ、今後、さらに体系的な調査活動を継続的に実施してゆくことが期待される。

また、学部・研究科によっては独自に卒業・修了生や就職先に対してアンケートを実施し、学外関係者の意見を得て、教育の質の改善・向上に活かすよう努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学教育FDは平成19年度以来26年度まで8回開催され、平成25年度には各学部・研究科等から111人が参加し、教養教育の国内動向や改革に関する講演、総長教育賞受賞者による実践事例に関する講演を行い、さらに、科目委員会による分科会において科目担当者の教育方法や成績評価に関する議論を行い、成果の共有化を図っている。また、全学教育教員研修(ワークショップ)や基礎ゼミ担当教員研修が、学務審議会の下で、高度教養教育・学生支援機構とも協力して企画・実施している。毎回、受講成果に関するアンケートを実施して、参加者から得られた意見・要望を次回の企画に活かしている。

各学部・研究科等においては、部局独自の新任教員FDのほか、授業実施に係る事項や授業参観、ハラスメント、学生支援、研究指導等に関する事項をテーマにしたFDを実施している。学部・研究科等によっては、複数回(例えば教育学部や農学部では3回、専門職学位課程法学研究科公共法政策専攻では4回、医学部医学科では9回、教育情報学教育部では毎月1回)行われており、これらの内容・成果は「教育改善活動における教育情報の共有に関する申し合わせ」に基づいて、各種の教育情報とともに取りまとめられ、学務審議会にフィードバックするとともにウェブサイトにて学内限定で公表している。

また、新規採用教員全員を対象として「東北大学新任教員研修」を実施し、加えて、高度教養教育・学生支援機構が実施する教育関係共同利用拠点事業の一環として新任教員プログラムを実施し、大学教員として必要な能力の育成を図っている。さらに、当該大学のみならず、国内の高等教育機関の教職員を対象に、教育・学生支援業務の専門性を開発する場を継続的に提供する専門性開発プログラム(PDP)を実施している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者の質の向上を図るため、「教務系職員実務研修」を年2回実施しており、平成25年度には「スチューデント・ラーニング・アドバイザー制度(SLA)における学習支援について」(第1回)の講演及び「学生の修学指導方法について」「単位の実質化について」の班別討議がなされた。

TAは全学教育科目及び専門教育科目で活用されており、全学教育に関してはTAの配置基準、採用方法を定め、TAに対する事前研修を義務付け、全学教育の各科目委員会委員長等から研修内容の報告を学務審議会が受ける。TAが勤務終了後、科目委員会等に提出する「ティーチング・アシスタント勤務内容報告書」には、事前研修や授業における教員の指導等についての意見が記載されており、その意見により

## 東北大学

事前研修や授業そのものの改善が図られている。特に、自然科学総合実験では、「教員・TAガイダンス」を実施し、授業担当教員とTAとの意思疎通及び認識の共通化を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 全学教育に関するPDCAサイクルは大変機能的に企画され、学務審議会と高度教養教育・学生支援機構が連携して全学教育の調査、調整、実施環境の整備等を行い、全学教育の実施を補助・支援しており、実行効果を上げている。
- 教職員を対象に教育・学生支援業務の専門性を開発する場を継続的に提供する専門性開発プログラム（PDP）が、平成23年度より実施され、学内外から多数の参加を得ている。

**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 381,685,638 千円、流動資産 89,979,101 千円であり、資産合計 471,664,739 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 161,080,705 千円、流動負債 85,653,374 千円であり、負債合計 246,734,080 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 18,356,244 千円及び長期借入金 22,052,496 千円の用途は附属病院施設等であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 5,833 千円及び長期及び短期の P F I 債務 721 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

また、当該大学では、東日本大震災関連の予算措置の残高が 2,307,571 千円となっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間ににおける状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、運営企画会議、経営協議会及び役員会の議を経て、総長が決定している。

また、これらの収支計画等は、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 137,978,379 千円、経常収益 140,974,845 千円、経常利益 2,996,466 千円、当期総利益は 2,955,769 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 15,567,056 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、人件費、物件費、施設関連経費、受託事業等経費、その他の競争的資金、復興関連補助金等に区分して、経営協議会、役員会の議を経て、総長が決定し配分している。

さらに、総長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、総長裁量経費及び中央枠予算を確保している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備整備に関するマスタープランを策定し、計画的な配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、会計監査人の監査、監事監査を経た後、運営企画会議、経営協議会、役員会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき、業務全体の監査と決算監査を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室が内部監査規程及び内部監査実施細則に基づき、毎年策定する内部監査基本計画により、会計に関する監査を実施している。

また、年2回程度大学代表を交えて四者協議会を実施し、監事、会計監査人、監査室等との連携をとっている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

総長（学長）、理事7人、監事を配置するとともに、副学長3人を配置し、役割を分掌して管理運営を

担っている。また、総長を補佐する「総長補佐」（2人）制度や特定の事項について総長を補佐する「総長特別補佐」（19人）制度及び理事・副学長を補佐する「副理事」（8人）制度を設け、管理運営を担っている。

法人の経営及び教育研究に関する審議機関として、総長の下に役員会、経営協議会、教育研究評議会を置き、学部・研究科等に教授会を置いている。また、法人の経営及び教育研究等に関する基本方針の企画立案並びに重要事項についての総合調整を行うため、総長室を置き、また事務組織は、各理事・副学長の下に事務を掌理する本部事務機構（7部・23課・4室）を置いているほか、各学部・研究科等にも事務部を置いている。

危機管理については、総務担当理事を委員長とする危機管理委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催し、検討・対応を行っている。また、東日本大震災の経験に基づき、災害対策に係るマニュアルを抜本的に改訂し、マニュアルに基づいた訓練を実施している。さらに、安全衛生管理活動については、環境・安全推進センターが一元的に推進する体制となっている。

研究不正への対応については、「公正な研究活動の推進に関する規程」を制定するとともに、「公正な研究活動のための行動規範」「研究成果を適切に発表するための指針」及び「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」を制定、周知徹底を図り、不正防止に努めている。また、研究費不正使用防止への取組については、研究費不正使用防止計画を定め、経費執行ハンドブックの配布、ウェブサイト掲載等により周知徹底を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生生活実態調査、学生による授業評価アンケート等を実施し、その報告書から学生のニーズを把握し、管理運営の参考としている。例えば、青葉山・川内・片平キャンパスの厚生施設（食堂）の改修、授業終了後の時間帯も学生が利用可能な窓口の拡充、仙台市交通局と協力したレイニーバス（雨天時に臨時運転されるバス）の運行、無料でキャンパス間を移動できるキャンパスバスの運行等がある。また、ウェブサイト内に「学生の声」として投書用のウェブページを設け、教育研究、厚生施設、課外活動等に関する意見・要望を求めて、投書内容は、それぞれの担当者に伝えるとともに、回答をウェブサイト上に掲載している。

また、卒業生・修了生に対するアンケート等を実施し、その報告書からニーズを把握し、管理運営の参考としている。

教職員の意見に関しては、定期的開催される教育研究評議会や部局長連絡会議、事務連絡会議を通して、管理運営等に関する協議・連絡・意見交換等に反映させており、また、部局では、教授会や教授懇談会において管理運営等に反映させている。

経営協議会の学外有識者の委員から得た管理運営等に関する意見・助言を各種事業の実施、改善等に役立てているほか、外部有識者を総長顧問として迎え、管理運営等について、役員等との意見交換を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、毎年度、年度当初に監事監査計画書を策定して総長に提出し、これに基づいて、監事監査を実施している。監事監査は、監事を補佐する監事付及び監査室職員とともに、業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として業務全般を対象に実施している。また、監事は役員会、経営協議会、運営企画会議、病院運営諮問会議等、重要な会議に出席し、必要に応じて監事の立場から意見を述べている。さらに、当該年度の決算監査が終了する6月以降に、監事意見を付した「監事監査報告書」を総長に提出し、総長は、監事意見に対する対応状況等を取りまとめ、監事に報告している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

各階層に応じて必要とされる資質の向上を図るために、初任者、若手職員、中堅職員、係長及び新任管理者等を対象とする階層別研修を実施し、また、業務ごとの実務研修やセミナー・講習会を開催し、各自の業務への知識や理解を深めることにより、事務組織の機能向上に努めている。加えて、役員や部長等が国立大学協会主催の大学マネジメントセミナーを受講し、マネジメント能力の向上を図っている。

さらに、教育関係共同利用拠点である高度教養教育・学生支援機構において実施している大学職員能力開発プログラムでは、教務系・企画系・評価系の各業務に携わる若手～中堅レベルの職員を対象としたセミナーやワークショップを提供し、これからの大学職員に必要とされる課題分析力、企画構想力、マネジメント力の開発・育成を図っており、全国の大学から若手職員が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価の実働的な体制として、平成16年度に設置された評価分析室は、評価を所掌する副学長を室長とし、教員18人の委員で構成され、総務企画部法務課評価監理係が事務を担当し、大学の教育・研究活動の評価方法、評価基準及び評価体制の企画立案や中期目標期間の教育研究に関する評価に係る資料収集・作成等を行っている。

平成17年度から毎年度、部局評価を実施しており、部局の自己点検・評価の結果を部局の教育・研究水準の向上に役立てるとともに、大学が部局の自己点検・評価報告等を通して部局の教育・研究・社会貢献活動の現状を把握し、その中で見いだされた卓越する点や改善すべき点を部局と共通認識することで、部局の諸活動の向上のみならず、大学全体の教育・研究水準の向上に役立てている。具体的には、毎年度、学生定員充足率や科研費申請率、中期計画の実施状況等、その時点の重点項目等を評価指標とし、約30の対象部局が作成する自己評価報告書に基づき、部局長ヒアリングを行い、総長、理事・副学長等が評価する。評価結果は対象部局の長に通知されるが、加えて、評価結果に基づき、部局に配分する運営費の一部（部局長裁量経費の10%）を傾斜配分し、部局マネジメントに連動する資源の配分を行っている。部局が作成する自己評価報告書及び評価結果は学内限定で公表し、各部局の特筆すべき取組等はウェブサイト外部に公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

年度計画の実施状況について、国立大学法人評価委員会の評価を受けているほか、第1期中期目標期間終了時には中期目標期間の教育研究及び業務実績について評価を受けている。また、平成19年度には大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている」との評価を得ている。専門職大学院認証評価についても、平成25年度に法科大学院及び会計大学院、平成24年度に公共政策大学院が受審し、それぞれ「基準に適合している」と認定されている。

さらに、平成21年度に組織や業務運営等に係る自己点検・評価を行い、その結果により、国際的な視点からの外部評価としてEUA（欧州大学協会）の機関別評価プログラムをアジアの大学で初めて受審している。

その他、部局ごとにそれぞれの特性に応じた外部評価を実施し、多くの部局において評価結果を踏まえた課題の抽出、改善等が図られている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

年度計画の業務実績並びに教育研究についての国立大学法人評価委員会からの評価結果は、教育研究評議会、経営協議会及び役員会にフィードバックされ、指摘事項がある場合は所掌する理事・副学長等を通じて改善への取組が実施される。

部局評価については、各部局が提出した自己評価報告書に基づき大学執行部が部局ヒアリングを行い、評価結果を各部局にフィードバックし、改善に向けて共同で取り組んでいる。

また、平成19年度に受審した大学機関別認証評価において、「外国語教育の一層の強化が期待される」こと、及び「大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い」ことについて指摘を受けている。外国語教育の強化については、新英語教育の基本方針を策定し、平成20年度以降、①学生の英語能力を強化することを目標に教育課程の抜本的な見直しを行い、②1年次学生の授業時間数倍増及び英語教員の増強、③全学生のTOEFL-ITP受験、④実践的外国語教育用CALLシステムの更新を行っている。さらに、平成26年度からは外国語教育の強化推進及び学習成果の検証を行うために、TOEFL-ITP受験を2年次学生まで必修化することとしている。大学院の入学定員過不足の是正については、大学院教育に関するワーキング・グループを設置して各研究科の取組等を調査し、適正化に向けた方策を検討したほか、各研究科においても改善に向け取り組んでいるが、十分な成果が上がっていない。

これらのことから、一部に不十分さがあるものの、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の使命・目的は、ウェブサイト及び大学概要で公表しており、また、学部、研究科の目的についても、各学部・研究科のウェブサイトや学部案内等の刊行物に公表し、広く周知を行っている。

在学生には、学生便覧の配布及び新入生オリエンテーションにおいて周知を図り、教職員には、新任教員研修及びその他各種研修の機会に周知を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学の入学者受入方針及び各学部の具体的な入学者受入方針は、毎年7月に公表する入学者選抜要項及びウェブサイトに記載するとともに、高等学校、当該大学志願者、文部科学省、当該大学海外事務所等に配布して周知を図っている。特に当該大学を志望する生徒に対しては、進学説明会（3会場、1,055人参加）・入試説明会（18会場、436人参加）やオープンキャンパス（約61,000人参加）、高等学校訪問（48校）などを通して広く周知を図っている。

また、各研究科の入学者受入方針については、各研究科が研究科案内や募集要項等において公表しており、研究科説明会や、ウェブサイトへの掲載を通じて内外への周知を図っている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、学生便覧等により学内に周知するとともに、ウェブサイトや学部・研究科案内の冊子等により広く学外にも公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第172条の2に示されている教育情報、自己点検・評価の結果及び財務諸表等の教育研究活動等の情報については、ウェブサイトで公表しているほか、概要、概要ダイジェスト版、大学案内、アニュアルレビュー、まなびの杜、復興アクション等の各種刊行物において、教育研究活動等の情報を公表している。また、英語版の大学ウェブサイト、英語版の大学概要及びアニュアルレビューを作成し、さらに、大学紹介リーフレットを多言語（英語、中国語、韓国語、仏語、独語、ロシア語）で作成したほか、部局ウェブサイトを英語以外に中国語や韓国語、モンゴル語、ロシア語で作成する部局もあり、国際的広報活動に活用している。

また、サイエンスカフェ、リベラルアーツサロン等のイベントの開催、同窓会組織である東北大学校友会

会との共催によるホームカミングデーや各地区での交流会を通して、最先端の研究成果等について広く社会に情報提供を行っている。さらに、マスメディアとも積極的に連携するとともに、『減災ポケットYUI』の小学生への配布等、研究成果の社会還元と情報発信を行っている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 東北大学

(2) 所在地 宮城県仙台市

(3) 学部等の構成

**学部**：文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、農学部

**研究科**：文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科、教育情報学教育部

**附置研究所**：金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究科、電気通信研究所、多元物質科学研究科、災害科学国際研究所

**関連施設**：病院、図書館、東北アジア研究センター、電子光学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高度教養教育・学生支援機構、国際高等研究教育院、学際科学フロンティア研究所、学術資源研究公開センター、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター (NICHe)、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、原子分子材料科学高等研究機構(AIMR)、情報シナジー機構、東北メディカル・メガバンク機構、総合技術部、イノベーション戦略推進本部、マイクロシステム融合研究開発センター、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター、電気通信研究機構、材料科学共同研究センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター、リーディングプログラム推進機構、知の創出センター、産学連携先端材料研究開発センター、レアメタル・グリーンイノベーション研究開発センター、災害復興新生研究機構

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部11,060人、大学院6,757人

専任教員数：3,173人

助手数：69人

### 2 特徴

(1) 東北大学の位置づけと歴史的発展

東北大学は、1907年(明治40年)、東京帝国大学、京都帝国大学に続く3番目の帝国大学として創立された。

設立当初から、高等専門学校、高等師範学校の卒業生にも門戸を開き、さらに1913年(大正2年)には日本の国立大学として初めて3名の女子の入学を許可し、「門戸開放」が東北大学の不動の理念であることを示した。

東北帝国大学は、創立に当たって若き俊秀が教授として集まったこともあり、研究者が独創的な研究成果を次々と生み出しながら、それを学生に対する教育にも生かすという「研究第一主義」の精神が確立された。さらに、戦前からいち早く大学発のベンチャー企業を設立し

て地域産業の育成を図るなど、世界最先端の研究成果を社会や人々の日常生活に役立てる「実学尊重」の伝統も育んできた。

(2) 東北大学の現況と展望

東北大学は、10学部、16大学院研究科等、6附置研究所、3専門職大学院に加え、多数の教育研究に関わるセンター等を擁し、その構成員は、教職員約6,300名、学部・大学院学生等約18,200名（うち留学生約1,450名）である。

平成26年5月には、本学の将来像を提示し、それを目指して本学の全構成員が一体となって歩みを進めるための指針として、全学横断的な取組を示した「里見ビジョン」とこれに連動する「部局ビジョン」から成る「東北大学グローバルビジョン」を策定・公表し、「人が集い、学び、創造する、世界に開かれた知の共同体」である本学が、「ワールドクラスへの飛躍」と「復興・新生の先導」という目標を確実に達成するための重点戦略と工程を示した。

教育面では、学生が国際社会で力強く活躍できる人材へと成長していく場を創出するため、「グローバルリーダーを育成するための教養教育の充実を核とする教育改革」、「グローバルな修学環境の整備」、「学生支援の充実・強化」の3点を重点戦略に位置付け、これらを推進するための中核的な組織として高度教養教育・学生支援機構を設置した（平成26年4月）。また、同機構による教学マネジメントの展開の方針を示すものとして、「東北大学の教学マネジメント・ポリシー」を策定した。

研究面では、世界をリードする研究拠点として優れた研究者が集う開かれた研究環境を創出するため、「多彩な研究力を引き出す環境・支援体制の整備」、「世界を牽引する最高水準の研究への挑戦」、「課題を解決し人類の英知に貢献する研究」の3点を重点戦略に位置付け、訪問滞在型研究センター「知のフォーラム」の設置、COI拠点事業の推進等、基盤研究から応用研究、研究成果の社会実装に至る多様な取組を進めている。

さらに、総合大学としての多様な「知」を終結し、東日本大震災からの復興に寄与する多彩な活動を展開するため、東北大学災害復興新生研究機構を設立し、「機構コミットメント型プロジェクト」（8つのプロジェクト）及び「構成員提案型プロジェクト」（復興アクション100+）を展開している。

今日の社会は、東日本大震災での被災経験をはじめ、産業収益力の低下や少子高齢化、グローバル化に伴う国際競争の激化、地球規模の環境問題など、困難な課題に直面している。このような状況の中、東北大学は社会からの負託に応え、その本来の使命をより高い水準で果たすべく、「ワールドクラスへの飛躍」と「復興・再生の先導」の2つの目標を達成するための努力を重ねている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

東北大学は、開学以来の「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神を基に、数々の教育研究の成果を挙げてきた実績を踏まえ、これらの伝統、理念等を積極的に踏襲し、独創的な研究を基盤として高等教育を推進する総合大学として、以下の目標を掲げる。

### 1 教育目標・教育理念 — 「指導的人材の養成」

- ・学部教育では、豊かな教養と人間性を持ち、人間・社会や自然の事象に対して「科学する心」を持って知的探究を行うような行動力のある人材、国際的視野に立ち多様な分野で専門性を発揮して指導的・中核的役割を果たす人材を養成する。
- ・大学院教育では、世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えて新たな展開を遂行できる創造力豊かな研究者及び高度な専門的知識を持つ高度専門職業人を養成する。

### 2 使命 — 「研究センター大学」

- ・東北大学の伝統である「研究第一主義」に基づき、真理の探究等を目指す基礎科学を推進するとともに、研究センター大学として人類と社会の発展に貢献するため、研究科と研究所等が一体となって、人間・社会、自然に関する広範な分野の研究を行う。それとともに、「実学尊重」の精神を活かした新たな知識・技術・価値の創造に努め、常に世界最高水準の研究成果を創出し、広く国内外に発信する。
- ・知の創造・継承及び普及の拠点として、人間への深い理解と社会への広い視野・倫理観を持ち、高度な専門性を兼ね備えた行動力ある指導的人材を養成する。

### 3 基本方針 — 「世界と地域に開かれた世界リーディング・ユニバーシティ」

- ・人類社会の様々な課題に挑戦し、人類社会の発展に貢献する「世界リーディング・ユニバーシティ」であることを目指す。
- ・世界と地域に開かれた大学として、自由と人権を尊重し、社会と文化の繁栄に貢献するため、「門戸開放」の理念に基づいて、国内外から、国籍、人種、性別、宗教等を問わず、豊かな資質を持つ学生と教育研究上の優れた能力や実績を持つ教員を迎え入れる。それとともに、産業界はもとより、広く社会と地域との連携研究、研究成果の社会への還元や有益な提言等の社会貢献を積極的に行う。
- ・市民への開放講座、インターネットによる教育を積極的に推進するとともに、市民が学術文化に触れつつ憩える環境に配慮したキャンパスづくりを行う。

また、東北大学の各学部・研究科は、上記の目標を受け、各々の分野特性に応じた教育研究上の目的を、各学部規程及び研究科規程に定めている。

[http://www.tohoku.ac.jp/japanese/education\\_info/pdf/001.pdf](http://www.tohoku.ac.jp/japanese/education_info/pdf/001.pdf)

### iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_tohoku\\_d201503.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_tohoku_d201503.pdf)